

匝瑳市議会平成21年3月定例会議事日程（第15日）

3月13日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 議案（第1号－第31号）に対する討論
- 5 議案（第1号－第31号）の採決
- 6 議案（第32号－第35号）の上程－採決
議案第32号 匝瑳市教育委員会委員の任命について
議案第33号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第34号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第35号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 発議案（第1号）の上程－採決
発議案第1号 西松建設献金事件の真相究明と政治浄化対策強化を求める意見書について
- 8 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 9 閉 会

出席議員（22名）

議 長	佐 藤 悟 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江 波 戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
13 番	佐 瀬 公 夫 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	21 番	山 崎 剛 君

23番 林 日出男 君

24番 大 木 傳一郎 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長 實 川 豊 治

次 長 大 木 昭 男

主 査 勝 田 和 子

主 査 補 林 朝 美

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 江波戸 辰 夫 君

副 市 長 伊 藤 正 勝 君

会 計 管 理 者 増 田 重 信 君

秘 書 課 長 小 林 正 幸 君

企 画 課 長 木 内 成 幸 君

総 務 課 長 角 田 道 治 君

財 政 課 長 宇 野 健 一 君

税 務 課 長 伊 知 地 良 洋 君

市 民 課 長 島 田 省 悟 君

環 境 生 活 課 長 岩 橋 光 男 君

健 康 管 理 課 長 大 木 公 男 君

産 業 振 興 課 長 鈴 木 日 出 男 君

都 市 整 備 課 長 鎌 形 信 雄 君

建 設 課 長 野 口 晴 夫 君

福 祉 課 長 鎌 形 廣 行 君

高 齢 者 支 援 長 柏 熊 明 典 君

市 民 病 院 長 飯 島 平 一 郎 君

野 栄 総 合 長 佐 久 間 正 行 君

教 育 委 員 会 長 江 波 戸 寛 君

教 育 委 員 会 長 梶 山 定 一 君

教 育 委 員 会 長 熱 田 康 雄 君

農 業 委 員 会 長 加 藤 三 好 君

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（佐藤 悟君） おはようございます。これより、去る3月11日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



提出資料について

○議長（佐藤 悟君） 次に、市長から、資料として匝瑳市市民憲章の1件の提出がありましたので、各議席に配付をいたしました。

また、さきの文教福祉常任委員会において資料請求があり、執行部と協議の結果、匝瑳市学校給食センター建設検討委員会委員の名簿（平成20年10月1日現在）の1件について配付することにしました。よって、各議席に配付いたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。



付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（佐藤 悟君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託しました案件の議案第1号から議案第31号までの審査の経過と結果についてを一括議題とします。

去る3月4日に各常任委員会に付託いたしました議案の審査の経過と結果は、お手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

椎名嘉寛君。

〔総務常任委員長椎名嘉寛君登壇〕

○総務常任委員長（椎名嘉寛君） 総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債、議案第7号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第12款諸支出金、第2表継続費補正、第3表繰越明許費補正、第4表地方債補正、議案第12号 匝瑳市地域振興基金条例の制定について、議案第14号 匝瑳市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の制定について、議案第16号 匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 匝瑳市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上議案11件で、この審査のため、去る3月5日午前10時から第2委員会室において、委員6名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債について質疑に入りました。

質疑では、財政状況や市有地の売却にかかわる事項、合併特例債事業にかかわる事項、市職員数と業務委託料にかかわる事項、市税の収納見込みや減免措置にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第

12款諸支出金、第2表継続費補正、第3表繰越明許費補正、第4表地方債補正について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第12号 匝瑳市地域振興基金条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第14号 匝瑳市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、条例の県内制定状況にかかわる事項、ビラの規格にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第16号 匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、勤務時間の内容にかかわる事項、年時休暇の取得状況にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第17号 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第18号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、県内の実施状況にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第19号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、年間の削減額にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第20号 匝瑳市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、改正による増加額にかかわる事項、県内の実施状況にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第21号 匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、改正による増加額にかかわる事項、県内の実施状況にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第26号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

越川竹晴君。

〔文教福祉常任委員長越川竹晴君登壇〕

○文教福祉常任委員長（越川竹晴君） 文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）、議案第2号 平成21年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について、議案第3号 平成21年度匝瑳市老人保健特別会計予算について、議案第4号 平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算について、議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について、議案第7号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第2項清掃費を除く）、第9款教育費、議案第8号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、

議案第9号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第10号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第13号 匝瑳市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第22号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 指定管理者の指定について（匝瑳市養護老人ホーム瑞穂園）、議案第28号 指定管理者の指定について（匝瑳市中心身障害者福祉作業所ほほえみ園）の議案15件でした。

この審査のため、去る3月6日午前10時から第2委員会室において、委員7名と、執行部側から副市長、教育長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告をいたします。

初めに、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）について質疑に入りました。

質疑では、住民基本台帳ネットワーク、障害者地域生活体験事業、社会福祉協議会助成事業、外国人登録事務費、マザーズホーム運営事業、保育所管理費、地域生活支援事業、民生委員活動、介護予防地域支え合い事業、複式学級解消補助教員配置事業、スクールバス運行事業、外国人青年招致事業、読書普及促進事業、学校給食センター建設検討委員会、給食費、公民館まつり開催事業について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第2号 平成21年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について質疑に入りました。

質疑では、国民健康保険税率、国民健康保険事業運営について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第3号 平成21年度匝瑳市老人保健特別会計について質疑に入りました。

質疑では、老人保健特別会計について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第4号 平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入りました。

した。

質疑では、後期高齢者医療保険料について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第5号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算について質疑に入りました。

質疑では、介護保険料、介護予防事業について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について質疑に入りました。

質疑では、病院事業会計、医師及び看護師の確保について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第2項清掃費を除く）、第9款教育費について質疑に入りました。

質疑では、平成20年度発注工事契約、ふれあいセンター運営費について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第8号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑では、弁明書について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第9号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第10号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑に入りました。

質疑では、保険給付費について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第11号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入

りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第13号 匝瑳市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、介護従事者処遇改善臨時特例基金について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第22号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第27号 指定管理者の指定について（匝瑳市養護老人ホーム瑞穂園）質疑に入りました。

質疑では、入居状況、選考基準について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第28号 指定管理者の指定について（匝瑳市心身障害者福祉作業所ほほえみ園）質疑に入りました。

質疑では、作業所の概要、選考経過について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

小川博之君。

〔産業建設常任委員長小川博之君登壇〕

○産業建設常任委員長（小川博之君） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款

商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）、議案第7号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第4款衛生費（第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、議案第15号 匝瑳市防犯まちづくり推進条例の制定について、議案第23号 ふれあいパーク八日市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 匝瑳市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 指定管理者の指定について（ふれあいパーク八日市場）、議案第30号 市道路線の認定について、議案第31号 市道路線の廃止について、以上議案9件でありました。

この審査のため、去る3月9日午前10時から第2委員会室において、委員7名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、合併処理浄化槽補助金やふれあいパーク八日市場指定管理委託などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第4款衛生費（第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、稲ホールクロープサイレージ等緊急拡大事業などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第15号 匝瑳市防犯まちづくり推進条例の制定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第23号 ふれあいパーク八日市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第24号 匝瑳市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第25号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第29号 指定管理者の指定について（ふれあいパーク八日市場）、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第30号 市道路線の認定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、市道の一部未完成の部分について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第31号 市道路線の廃止について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。

◇

委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤 悟君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 恐れ入りますが、産業建設常任委員長に伺いたいと思います。

委員会審査報告書、産業建設常任委員会の場合に、要点筆記ではないかというふうに思います。文教福祉常任委員会などは、ほとんど無駄な、2回発言したようなことについては整理されているかも知れませんが、ほとんど発言内容が記されていますので。

そこで伺いたいんですけれども、産業建設常任委員会の審査報告書の2ページの真ん中のところで、岩井委員のほうで「ふれあいパークは、今後も指定管理者としてやっていくのか。会社の利益が上がっていけば委託料を減らしていくべきではないのか」、鈴木産業振興課長「ふれあいパークの収益は15%の手数料である。この管理委託料は施設管理にかかる経費である」。質疑応答についてはこのとおり。言っている内容はわかります。ただ、ここですべて、ふれあいパークに関しての質疑応答が終わっているんですね。それで、岩井委員のほうでは、会社の利益が上がっていけば委託料を減らしていくべきではないのか。指定管理者の指定をして委託料を支払うということに計上されているわけですから、そういう意味で利益が上がっていけばというふうに質疑されているわけですね。それに対しての課長の答弁はないんですね。説明になっています。収益は15%の手数料であると。それから、この管理委託料は施設管理にかかる経費である。そのとおりだと思いますが、岩井委員が求めている「ではないのか」という質疑に対しての答弁がここでは記されていないので、私も関心を持っているところですので、ここでは記されていないけれども、また、結論にはなっていないけれども、こういう議論の過程があった、経過があったということがあれば、ぜひ御報告をいただきたいと思います。

それからもう一つ、4ページの議案第24号 匝瑳市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてで、鈴木産業振興課長が説明されています。質疑なしということで採決になっているんですが、大綱質疑の中で幾つかの質疑応答あった件ですけれども、この委員会の中で匝瑳市企業誘致条例をこのとおりに改正すると、今まで3年間の固定資産税の減免措置が5年に延びると、その分、固定資産税の税収は入らなくなるわけですね。そういう市側の事

情になると。事情というんですか、市のほうでは減収になると。でも、市の産業を振興し、活性化させるという意味では、企業をどんどんこのことによって誘致できる可能性があるということだろと思うんですね。そういうような、どっちの利を強く考えるか、取るかということなのかなと思うんですけれども、そういうような議論がなされていたら、結論になっていなくても、経過をお知らせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（佐藤 悟君） 小川博之君。

○産業建設常任委員長（小川博之君） 質疑は委員会の審査報告書に載っているとおりで、ほかのことは出ませんでした。

○議長（佐藤 悟君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



議案（第1号—第31号）に対する討論

○議長（佐藤 悟君） 日程第3、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、討論は議案第1号から議案第31号までを一括して行います。

初めに、議案第1号、議案第5号、議案第6号及び議案第22号に対する原案反対者、田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） 日本共産党の田村明美です。反対討論をいたします。

まず初めに、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について。

予算総額125億8,000万円、前年度当初予算より3億円、2.3%の減という減額予算となっています。歳入の特徴は、法人市民税、固定資産税、たばこ税の減額割合が大きい上での市税収入の減少、日本の景気悪化を要因とする各種交付金の減少、その一方で、国からの地方交付税及び臨時財政対策債は増額が見込まれ、市の積立貯金とも言うべき財政調整基金の取

り崩しを行うことなく、執行部からは、世界金融不況から発した日本の景気悪化に対する政府の対策を受け、それが平成21年度匝瑳市の予算編成を何とか落ち着かせているというような説明があったと認識しています。事実上は、平成21年度の事業となる7つの事業に、国の地域活性化生活対策臨時交付金2億4,895万7,000円が充てられ、それは平成20年度一般会計補正予算（第4号）で計上されていますから、それを合わせれば平成21年度当初予算額は前年度並みという数値になっています。

しかし、歳出の中身まで合わせて見てみますと、合併特例債5億2,380万円、合併特例債を活用する事業費についての一般会計からの歳出約3,200万円、そして、さきに述べました地域活性化生活対策臨時交付金活用事業は、主に施設整備の前倒し事業であり、それらが平成20年度の当初予算には含まれていなかったということから、そして、平成21年度の当初予算規模が平成20年度と同様の規模であるということを考えると、平成21年度予算は合併特例債事業の占める割合がふえ、また、公共事業の前倒し着手が行われることになった一方で、その分、市民生活に密着した市民サービスに対する歳出や補助金が大きく削られている内容であると判断いたします。

学校施設の耐震診断や耐震化を含めた改修・改築、市の活性化に結びつけようとの観光化支援事業など、市民が願っていることに早期に着手することは非常に重要です。

問題は、この不況下において、生活する市民の経済や生活を守り、少しでも充実させていくための施策が検討されていないこと。さらに、福祉的な施策は、補助金も含めて後退させられているということでもあります。

例を挙げますと、交通弱者対策の認識は執行部にはないと思っています。また、生活保護の申請受付・審査は、ますます遅くなっています。遅延化しています。高齢者支援サービスは、必要な支援サービスの検討がなされず、事実上、年々後退してきています。不況対策、失業・雇用対策の検討は、まだなされていないということが見られます。本市独自に研究・検討して行う事業ということが見当たりません。国から臨時的に受けられる交付金の活用についても、急激な景気悪化で経済や生活が脅かされようとしている市民に対して、どんな対策を講じたらよいかという発想に立った施策の研究・検討がなされていないと考えます。

この間、政府が進めてきた規制緩和、構造改革路線に基づく市の行財政改革を、近隣市町村に先駆けて強力に実行することと、市・町合併協議の取り決めを前面に押し立てて強行に合併特例債事業を押し進めることが、今、匝瑳市政の運営に突出してあらわれているのではないのでしょうか。その結果、市民にとっては負担の増大。これは受益者負担という方針を行

政改革大綱の中で示していることによりますが、市民にとっては負担の増大なのに、サービスは低下、後退し、切実な要望が事もなげに無視されるという状況になっています。この間、匝瑳市は、政府が指し示す方針をそのとおり受けとめ、真っ先に忠実に実行しようとしてきた。そして、できる限り実行してきたと私は認識しています。しかし、合併3年経過した今、さらに市の全体的な状況が悪化してきています。閉塞感が市民の間にも、市役所の中にもあります。これまでやってきた匝瑳市行政改革大綱の方針や計画の延長線上では、もはやよいことは何も生まれてきません。市民の生活、経済状況の実態を十二分に調査し、そこを出発点に行政改革大綱を見直し、市の行財政運営のあり方を改革することを私は求めます。

以上のことから、平成21年度匝瑳市一般会計予算に賛成することはできません。

議案第5号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算について、そして、関連しています
議案第22号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

先日の一般質問の中で、匝瑳市の介護保険についての問題点を私のほうから指摘させていただき、質問いたしました。このたびの最大の問題は、原則65歳以上の1号被保険者市民の保険料が大幅に引き上げられることとあります。介護保険特別会計の基金6,000万円を取り崩し、残額は約4,000万円弱ということですが、基金6,000万円を取り崩し、繰り入れても、この保険料になったという執行部の説明でありましたが、現在、市内の1号被保険者の収入状況、生活実態を考慮し、検討するならば、あきらめずに多方面からの方策が出てくるのではないかと考えられます。1号被保険者の介護保険料は、年金額18万円、月額1万5,000円の年金額以上の人は、すべて保険料が天引きされます。

例として、同一世帯の家族のだれかが市民税課税の場合、その家の1号被保険者の方が年金額、月額1万5,000円であっても、新しい保険料案では最大3,017円がその年金額から天引きされます。1号被保険者にとって介護保険料の負担がどれだけ大きいものであるかという顕著な事例です。

保険料額の設定を低くするための研究が十分なされたのか。介護サービスが必要なところに必要なだけ行き渡っているかの実態調査が十分行われているのか。市として行うことができる施策を十分検討してきているか。国の介護保険制度があるからと、市としてできる限りの対策をあきらめてしまっていないかというこれらの疑問を消すことはできませんでした。当局が新しい保険料算出のために苦勞されただろうと察しますが、1号被保険者市民のこれからの負担の増大、保険料あって介護少なしの実態、これらの掌握が十分なされていないと

いうことも含めて、この第5号、第22号の新しい匝瑳市介護保険料・保険制度について反対いたします。

議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について、中でも匝瑳市民病院の部分について反対討論いたします。

平成21年度予算上は、157床の維持で、病床利用率67.6%を見込んでいますが、今議会で執行部答弁では、事実上110床から120床の維持ということで、病床縮小するということが示されました。医師数は前年度と同じ、また、看護師数は10名退職の中1名確保ということで、最低でも今後早急に9名を確保することが求められているという報告でした。総務省の公立病院改革ガイドラインが、公立病院の将来像を暗いものに見せてしまっています。執行部や当局が、このガイドラインに盾をつくことはできないと考えてしまったら、匝瑳市民病院の未来はありません。旧八日市場市立病院が診療所としてまず開設されたその当時の状況から現在に至る歴史を改めて振り返り、職員のみならず、市民全体に紹介し、これまでの病院経営、運営の苦勞を市民とともに分かち合い、今後の市立病院のあり方を市民全体で協議していくことが大切だと考えます。そういうことが今求められています。

市民病院開設50周年記念という企画、このこともやはり必要であると考えます。

ところが、執行部は、政府が提示してくる指針・方針は忠実にならなければならないと金縛りに遭っているのと同様のとらえ方をしてしまっているのではないのでしょうか。病院は事業体です。生かすも殺すもやり方次第ではないのでしょうか。市民の総意は、匝瑳市民病院を維持し、一つ一つ充実させていってほしいと願っています。よその人任せではない、匝瑳市が責任を持って実施していってほしいということを求めています。

市民は、匝瑳市民病院を必要としている、嫌ってはいないという認識を持つことが大切です。

平成21年度予算に積極的な意欲があらわされていない点が非常に残念です。市民病院の経営を否定するものではありません。公設公営の事業体として積極的な企画、取り組みが見える予算計上を求める立場から、反対討論いたします。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君による議案第1号、議案第5号、議案第6号及び議案第22号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第1号に対する原案賛成者、佐藤浩巳君の登壇を求めます。

佐藤浩巳君。

〔17番佐藤浩巳君登壇〕

○17番（佐藤浩巳君） 議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、原案に賛成の立場で討論を行います。

現在、世界じゅうが景気悪化のただ中にあり、アメリカ経済がくしゃみをすれば風邪を引くと言われる日本経済は、昨年10月から12月期の実質経済成長率がマイナス3.2%、何と年率換算ではマイナス12.1%という惨たんたる状況に陥っております。こうした状況に対応するため、国では、平成20年度第1次補正予算、第2次補正予算、平成21年度予算により、ひるみのない予算執行が図れるよう総額75兆円に及ぶ景気対策を講じています。匝瑳市でも、国の補正予算に対応して平成20年度の3月補正予算で大幅な増額をし、平成21年度予算で執行を予定していた幾つかの事業を前倒しをして予算計上されております。したがって、平成21年度当初予算は、その分規模が縮小され、平成20年度当初予算と比較をして3億円、率にして2.3%の減額となったことは理解できるところであります。

平成21年度の歳入見通しでは、固定資産税の評価替えと景気の後退等により市税が大幅に減収となる見込みのほか、地方譲与税や地方消費税交付金、自動車取得税交付金等の減額見込みから一般財源の確保が難しくなっております。限られた財源を効果的、効率的に配分していくため、平成20年度に引き続き枠配分方式による予算編成が行われ、各課みずからが歳入確保の努力やコスト削減、事務事業の見直しを行った結果、人件費と交際費の大幅な減少とも相まって、市の持ち出し分となる一般財源では、前年度から3億7,000万円ほど減額となりました。

本予算の内容と特徴であります。須賀児童クラブの新設、米倉分園跡を活用しての八日市場地区へのつどいの広場の開設、市立保育所における土曜日延長保育の実施、妊婦健康診査の公費負担回数の14回のへの拡充、就学前の乳幼児に対する通院及び入院医療費の自己負担分の全額助成など、教育や福祉、保健分野における子育て支援対策に積極的に予算が配分されました。

このほか、八日市場地区と野栄地区を南北に連絡する市道11137号線の改良や、地域振興基金の造成、野栄総合支所の改修、防災行政無線の整備といった合併関連事業に加えて、市内の道路網の整備や市の環境保全に関する基本的な計画である環境基本計画の策定、春海地区の県営土木改良事業に対する負担金などの事業が盛り込まれております。

また、国の地方財政措置などによるものとはいえ、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成が行われたことは、厳しい財政状況の中にあって財政の健全化が図られているものと高く評価したいと思います。

よって、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算については賛成するものであります。終わりに、平成20年度3月補正予算で多額の繰越明許費が計上されております。これらの事業も、実態としては平成21年度に執行されるものであります。そうしますと、平成21年度の事務量は相当なものになると考えられますが、執行部におかれましては、一日も早く景気の回復につながるよう早期に事業を執行されるよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤 悟君） 佐藤浩巳君による議案第1号の賛成討論が終わりました。

次に、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第29号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） どうも皆さん、御苦労さまです。

市議会の3月定例議会の最終日の討論に当たって、今、議長が申されましたように、市長から提案された31件中6件に反対討論を行います。

まず最初に、議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算についてであります。

反対の理由を述べます。

第1に、匝瑳市の市政運営が政府の出先機関としての役割が年々強化され、地方自治権が後退し、政府に対する中央集権的自治になりつつあること。本来の基本は憲法で規定された地方自治、すなわち国から独立し、住民の意思に基づいて行政を処理する事務を行うこと。国から独立して、その判断と責任で行う団体事務と、事務や事業の実施を住民の意思に基づき行う住民自治が満たされることが必要です。しかし、年々、匝瑳市の行政運営は、地方自治が薄れ、中央集権化しつつあるということでもあります。

第2に、2005年の総務省地方行政改革推進のための指針に基づき、匝瑳市は、市の行政改革大綱、匝瑳市集中改革プラン、基本構想、基本計画、実施計画などなど自民・公明政府の行革方針を上意下達的に無批判に匝瑳市に具体化し、市民と市財政に痛みと苦境を生み出しているということでもあります。

第3に、国や県の大企業利益優先、国民ないがしろの政治に市長は甘んじていない、激しく当たっていると発言しているが、言葉だけで実態が伴わない。市民に犠牲と痛みを強いる政府の施策への批判はなく、意見書・要請も市民には見えず、政府・県当局の政策転換について、市長は直に言っている。そのほうが効果がある。しかし、文書でなければ、その内容

も効果も実績も解明できません。

第4に、結局、匝瑳市の平成21年度予算で、今や全国で破綻し、見直しが進められている小泉改革路線を是正せず、市民に犠牲と負担の押しつけが基本に貫かれています。

第5に、当市でも小泉構造改革、すなわち財界のトップ、キャノンの御手洗氏、オリックスの宮内氏が参加する経済財政諮問会議による構造改革路線によって、医療改革では市民病院は重体、市の財政も三位一体改革で財源不足、市の国保事業も政府の補助金削減で当初の49.8%から34.5%に大幅減少し、市民は払いたくても払えないと悲痛な叫びが広がり、滞納も9億円に迫り、滞納世帯は全世帯の23%、4世帯に1世帯の滞納に近づき、昨年9月には1,816世帯が滞納せざるを得ない深刻な事態になっている。そして、さらなる国保税の値上げを進め、さらなる滞納を生み、滞納者には保険証を取り上げようとしていることでもあります。

第6に、このことは、内閣支持率10%台となっている国民を苦しめる政府の施策に従順に呼応している姿は、市政運営はまさに地方自治権を奪われた戦前の政府の下請機関化の自治に接近しつつあるということでもあります。

第7に、今問題になっている西松建設の巧妙な企業献金による無駄な大規模開発を進め、事業費に献金分を上乗せし、民主党の党首、自民党の主要閣僚に税金が還流している事件について、自制する態度を表明することなく、政治浄化のために緊急課題になっている企業献金全面禁止、政党助成金廃止について国会の問題と金権腐敗容認政治の刷新に背いているということでもあります。

第8に、平成21年度予算は、広域巨大ごみ処理施設建設を推進し、巨額財政負担と行政がCO₂をまき散らし、地球温暖化防止に逆行する方針を押し進めようとしています。東総全域は余りにも広過ぎます。膨大な経費と管理運営費が必要となり、循環型社会形成に逆行するものであり、京都議定書にも反するものであります。地域住民の健康と環境が犠牲になるものであり、今や焼却中心のごみ政策は市長の言う廃すべきものであり、市は東総広域に分割の提案もせず、分割は不可能とする態度は、市長の所信表明の「改めるべきは改める」にも反します。全国で今推進している3R、生ごみ処理堆肥化、リサイクルショップ、ごみゼロ・ウェスト宣言にこそ立つべきではないでしょうか。

第9に、平成21年度予算は、地産地消、食の安全、手づくり給食を後退させる学校給食センター新設・統合・大型化を推進、民間委託、PFI計画を押し進めようとしています。これは、国の行革路線と財政的な国の誘導によって、大切な子どもたちの健やかな成長と全国

一の学校給食を台なしにする計画であり、県内でも民間委託により、がんの原因物質アフラトキシン入りの偽装手づくり厚焼きたまごが給食に活用されていました。民間委託と統合・新設で地産地消、食の安全、手づくりは絶対実現できません。実施できると言うのなら、証明する責任があります。その証明ができていません。特に、食の不安が広がる中、その責任は重大であり、真実を教える教育現場で秘密裏に傍聴も認めず、直ちに議事録の公開も許否、行革大綱と集中改革プラン、新市主要事業に拘束された議論は余りにも危険であります。名称からして統合・新設・建設ありきということは容認できません。

第10として、先ほどの賛成討論の中にもありましたように景気が後退しております。しかし、景気回復の匝瑳市としての単独事業は皆無と言って過言ではありません。雇用問題の悪化への対応が不十分であり、その実態の把握、市職員の正規雇用あるいは市全体の雇用問題に対する相談窓口、雇用担当機関の設置等不十分であります。

さらに、第11点目として、子育て支援、市長は何よりも重視をすると、こう所信表明をいたしましたけれども、その内容たるや、国と県の事業そのままの執行であり、県下最低の子どもへの医療費助成事業の状況になっています。このままでいけば匝瑳市は全県の中でも最も人口の急激な減少を押し進めることになりはしないかと心配が広がっています。

第12に、最も市の基本である匝瑳市の都市宣言の実行に十分な予算配分や配慮がないということであります。

第13として、行政の情報公開が不十分であります。

この問題の最後に、市長はとても素敵なのというのか、心に響く所信表明をいたしました。それは「廃すべきは廃し、改めるべきは改める」という言葉であります。では、この平成21年度の予算で何を廃し、何を改めたのか。それがよく見えません。国からの指揮・監督への態度を見ても改まっていません。学校給食センターの建設についての対応も改まっておりません。巨大ごみ焼却場の建設についても、廃すわけではないし、改めることもいたしません。今や業務委託は7億2,300万円というふうに膨れ上がっています。果たしてこれで本当に自立した自主独立地方自治がつくられるか、本当に心配であります。このような市の基本的な政治姿勢というのか、態度に反対を表明いたすものであります。

個別の市民要求実現の予算について反対するものでないことは申し述べておきます。

議案第5号 平成21年度介護保険特別会計予算についてと議案第22号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、関連いたしますので、同時に反対の討論を行います。

この平成21年度は3年に一度の見直しの時期になっております。全体的に介護報酬が3%引き上がる改定、このことは劣悪な介護現場、人手不足解消の第一歩になるわけですがけれども、国も1,154億円の報酬引き上げによる保険料への値上げ分、はね返し分については全額手当てを、1,154億円計上しております。そういう中で、匝瑳市は11.8%の引き上げと。これは容認するわけにはいきません。とりわけ近隣の市町村、銚子市、香取市、山武市、東金市は引き上げを行わない中で、匝瑳市が引き上げるとするのは余りにも納得できません。

さらに、今回の来年度、平成21年度要介護認定の制度の見直しで、実態が反映されずに、一層軽度に判定される危険性が高まっています。調査項目の削減、特記事項も削減されて、約20%低くなるのではないかという見方、実態調査の結果もあります。給付抑制の中、状態に変化がなくても軽度に変更されるという状況になる危険性が高まっています。

さらに、介護基盤の整備の予算が毎年削減されてきています。今でも特養の待機者は増加の一途をたどっています。これは、重い負担あって、サービスは軽いという状況になっているわけであり、賛成するわけにはいきません。

次に、議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について反対の討論を行います。

市民の皆さんは、匝瑳市が行った市民アンケートにおいても「市の医療体制に不安」と答えた市民が86.3%。ほとんどの市民の方々が市の医療体制に不安を持っております。安心だというのは、たったの12%前後です。このような中で市民病院の果たす役割は極めて重要かつ切実な市民の願いです。

そういう中で、まず第1に、市と病院の執行部は、その基本姿勢について、いわゆる小泉医療改革での厳しい困難に直面しているわけですが、その小泉医療改革への態度を是正していく努力が全く見られません。まさに国の言いなりになった対応になっている。とりわけ改革ガイドラインへの態度は――菊地院長もこの改革ガイドラインの内容について、根本が欠けているとこの全員協議会でもお答えしているわけですがけれども、この態度は結構なんです、やはり事務局あるいは病院に関係する市長初め、副市長も含めて、この改革ガイドラインへの態度については批判的な見地がなく、極めて卑屈、従順というふうにならざるを得ない。

そういう全国の公的医療機関の崩壊というのか、赤字状況を見て、最近、情勢の変化が出ているわけです。医療改革の是正、医療を重視する姿勢、こういう情勢の変化にきちんと立った、展望を持った、そして今のような病院をつぶすような国の政治に対して対抗する姿勢の確立、これが今大事になっているわけですが、その辺が不十分だと。

第3に、匝瑳市民病院の歴史的な50年の伝統と、この50年間、市民の命と健康を守るための大きな役割、これを軽視している。もし重視しているということであれば、昨年、50周年の諸行事、その果たした役割を市民に知ってもらおうというようなことも当然やってきたと思うんですが、そういうことはほとんどやられずじまいということで、この伝統と役割についての市民への徹底がほとんど行われなかった。

第4に、匝瑳市民病院の再生への匝瑳市独自の方針が定まっていない。結局、政府の改革ガイドラインに沿ったような形で検討を進めている。

第5に、そういうわけですから、ガイドラインに沿って匝瑳市としての改革プランを3月末までに作成するというので、そこには患者代表もいないし、それから12月議会でこの改革プランを議会に提出すると言いながら、いまだに改革プランが議会に提出されていないということで、まさに議会軽視というのか、極めて責任の重い、市民をないがしろにした、結局、コンサルタントに投げた形で今つくられようしている。そういう中で、改革プランの近隣の状況というのは、条件は違いますけれども、旭市は検討中ということで総務省に提出予定であり、多古町は来年に策定するという。東陽病院も、結局、提出についてははっきりしない状況になっている。

第6点として、病院問題の反対の理由は、依然として市長は公設公営、直営ということを表示していますけれども、市の集中改革プランとか、あるいは行政改革大綱、こういうところには病院を、あるいは市民病院のあり方検討委員会の提言では、指定管理者制度をやっていくという方針が依然として残っているということです。ですから、これは市長の言動と市の方針というのが食い違っているというのか、整合性がないという状況に直面しているということでもあります。

次に、匝瑳市全体で医師確保を総力で実行する体制が整っていない。それをつくろうともしない。市長は自分では、2人の医師に今いろいろ声かけて努力しているんだと。それはそれなりに評価しますが、市長や副市長や院長だけでなく、皆さんの力をかりて、総力でこの厳しいドクター不足の中でも医師を確保するための努力を、知恵と工夫で確保するという体制の確立こそ、今、緊急に必要だと思うんですが、それをやろうとしていない。

それと、430万円計上して、日本経済研究所に改革プランの策定を中心にして業務委託したわけですが、この日本経済研究所の選定に当たって、ちょっと疑問が残る。とりわけ選定が終わった後、その業務の内容の公開について、昨年末で経営分析が終わっているにもかかわらず、いまだに議会にも報告していない。それから、アンケート調査もやったと。

終わっていると。その結果についても議会に報告しない。そして、肝心の改革プランを結果的にはいまだ議会にも報告しない。それで、今まで幾つかの委員会や会議が何回もやられているわけですが、その会議の議事録までも公開されていない。これはどういうことなんだ。このままいけば、私は、匝瑳市民病院は本当に危なくなると。もっと議会とともに、市民とともに、みんなで市民病院を守る決断、その勇気を持たないと、ずるずるおかしくなってしまうのではないか。その責任は市長を先頭にして執行部にあるわけですから。我々議会に何の報告もしないわけですから、議会には責任のとりようがないわけですよ。これはかなり深刻な政治姿勢の状況だと私は思います。ぜひそのような態度から一転して、転換して、本当に我々とともに市民病院を守り、よくしていこうと。ごく最近、市民の中では「地域医療を守り匝瑳市民病院をよくする会」というのが立ち上がり、設立されました。ですから、市民とともに、一緒になって、これは敵味方じゃないんですから、市民の命と健康を守るための努力ですから、ともに手を取り合って、党派を超えて市民病院を守り抜くという姿勢に立ち返っていただきたいということを申し添えたいと思います。

次に、議案第23号 ふれあいパーク八日市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第29号 指定管理者の指定について（ふれあいパーク八日市場）について討論を行います。

その第1は、今回の指定管理の問題については、政府の規制改革・民間開放推進会議の方針に沿ったものであります。小泉構造改革、いわゆる公務の市場化が2006年、全面施行されたわけです。国の施策の積極的な導入に沿ったものだというのであります。

第2に、今度のふれあいパークの指定管理者については、本来、この条例には公募とか指定期間の設定があるわけです。このことは将来的に施設の公共性あるいは継続性、安定性に不安が広がる条例になっている。

第3に、そういうことで、結果的には将来、施設の充実に不安を拡大する。

第4に、公の施設であります。地方自治法では、公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的によって設立されたものです。住民の施設利用権を保障されているわけですが、いわゆるだれもが平等に利用できる権利を市民は持っているわけですが、今回の指定管理者の指定によってそれを阻害されるというのか、奪われる危険性があるということでもあります。

第5に、今まで協会があり、それを今度は市長が社長になった有限会社になり、そして今回、指定管理者制度が導入されるということで、現場では一生懸命努力して好調なというのか、いい形で前進しているふれあいパーク八日市場を、朝令暮改というのか、ぐりぐりかき

回し過ぎる。もっと時間をかけて、現場の声もよく聞いて、本当に心の底から納得できるような形で進めるべきではなかったか。朝決めたことを夕方に変えるというようなやり方では、市のあり方としては妥当ではない。

第6に、今回のこの指定管理者制度の導入によって、議会の関与が限定的になるのではないかと危惧される。全国で指定管理者制度を導入したところでは、議会の関与が極めて薄くなる。

第7として、施設の管理運営に対して、事業の継続性に不安が出てくるのです。いわゆる3年契約あるいは5年契約。好調なときばかりではありません。やがてかなり厳しいときも出てくるわけです。そのときに指定管理者をだれにするか。全国的には破産したり、大赤字になったり、また市に返しますよというような事例というのは幾らでも出てくるわけです。そういう意味で、事業の継続性に不安が出てくるのではないかと。

第8点として、人的なサービスの低下をもたらすおそれが出てくる。

第9に、全国的に指定管理者制度を導入したところで、経営破綻の実例が今多く生まれつつあります。ふれあいパーク八日市場がすぐそういう状態になるとは思いませんけれども、その可能性もないとは言えない。

第10として、市の管理、運営、財政的負担責任が、今は違っていても、これからどんどん薄れていく危険がある。それがすなわちふれあいパーク八日市場の運営に危機をもたらす。

最後に、そこで働く人の雇用問題と労働条件の問題が、これから指定管理者制度にすることによって浮上してくる可能性がある。

以上のことを指摘をして、反対の討論といたしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君による議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第29号の反対討論が終わりました。

次に、議案第5号及び議案第6号に対する原案賛成者、栗田剛一君の登壇を求めます。

栗田剛一君。

〔6番栗田剛一君登壇〕

○6番（栗田剛一君） どうも皆さん、御苦労さまです。

私は、今定例会に当たり、執行部から提案された議案第5号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算並びに議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

初めに、議案第5号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算についてから述べさせてい

たきます。

本案は、第4期匝瑳市高齢者福祉計画、介護保険事業計画に示された高齢者政策及び介護保険サービスに関する内容を実現するためにつくられました平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算であります。

市長は、所信表明で「生きがいに満ち、笑顔あふれるまちをつくる。これを実現するために保健、福祉、医療を初め各分野が連携しながら、健康で生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する」と述べております。

また、資料として配付された高齢者福祉計画・介護保険事業計画概要版の中に記載されているように、高齢者は今後ますます増加し、平成26年度には高齢化率が30%を上回ることが見込まれております。

このような背景を意識する中で、本予算は、やがて来るであろう高齢化社会に反応し、安定した介護サービスの提供を図るため、十分に練られた予算であると考えます。

その内容として、歳出予算においては、保険給付費が22億8,821万円、前年対比8.8%の増加となっておりますが、これは介護サービスの利用者の増加、また、重度化によるものと思われまます。給付費の伸びに対し財源としては、歳入予算で保険料が13.9%、5,000万円ほど上昇しています。これは介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の改定や介護給付費の自然増加分、また、65歳以上の第1号被保険者の増加により給付費の負担割合が19%から20%になったためのものであり、安定した介護サービスを確保するためある程度の保険料負担はやむを得ないことと思われまます。

また、低所得者への対策として平成20年度まで実施してきた激変緩和措置が終了することを受け、所得段階の弾力化を図り、現行の6段階を10段階にするなど、きめ細かな保険料率を設定しております。

さらに、市長の決断により、現在の基金残高9,920万円のうち、約6割に当たる6,000万円の取り崩しにより保険料の軽減を図るなど、市民の負担軽減に配慮した保険料設定になっております。

保険料は、介護保険事業の運営に支障のないように給付費として使われるもので、安定的財源として確保されなければなりません。最近の県内の56市町村の保険料状況でも、匝瑳市は安いほうから14番目であります。第1号被保険者への配慮もなされていると思われまます。

また、生活機能の低下を早期に把握し、介護になることを予防する新予防給付事業、一般の高齢者及び特定高齢者を対象に、要支援・要介護状態になる可能性の高い方を見つけ、

個々に合った目標を定め、サービスを提供する地域支援事業にも取り組み、そのサービスの質を確保、向上するための地域包括支援センターの運営により、高齢者の相談事業や権利擁護、包括的なケアマネジメント支援などを行い、高齢者が地域で安心して生活できる環境づくりに努力しています。

よって、本予算は、高齢者政策及び介護保険サービスの具現化を図るための措置として評価すべきものと考えられます。

終わりに、今後とも利用者の立場に立って介護保険事業が展開され、安定的な運営をされるよう要望いたします。

以上、議案第5号 匝瑳市介護保険特別会計事業については、賛成するものであります。

続きまして、議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について述べさせていただきます。

国保匝瑳市民病院につきましては、確かに経営が厳しい状況が続いていると思います。本年2月末現在の病床利用率は59.4%、1日平均82.2人、外来は1日平均332人となっております。こうした中で、医師は旭中央病院からの2名の支援を含め、12名の常勤体制で救急と夜間、宿直等を維持しているとのことでした。

また、そうさぬくもりの郷において、施設入所利用率については、平成20年度2月末現在で88.9%となっております。

このため、江波戸市長は、これまで毎月のように旭中央病院の吉田病院長に面会をし、医師の継続的支援をお願いされているとお聞きしております。また、菊地病院長も、千葉大学からの医師の継続派遣に御努力されていると聞いております。医師不足や看護師不足により地域医療は崩壊寸前の状態にあり、匝瑳市民病院だけでなく、当地域周辺においても旭中央病院を除いてはどこも厳しい経営状況が続いております。こうした中で、職員の方々は、各持ち場でみずからの職責を果たし、日夜努力しているところであると思います。

平成21年度病院事業は、さらに厳しい状況が続くと考えますが、現在策定中の病院改革プランとともに病院の健全化に努め、市民の健康と生命を守るために病院を維持することがどうしても必要と考えます。

これからも国保匝瑳市民病院の医師、職員の皆様には、さらなる御努力を期待いたします。

以上、議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算については、賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 栗田剛一君による議案第5号、議案第6号の賛成討論が終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

議案（第1号—第31号）の採決

○議長（佐藤 悟君） 日程第4、これより議案の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計予算について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成21年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成21年度匝瑳市老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成21年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員

長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成21年度匝瑳市介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成21年度匝瑳市病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成20年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 匝瑳市地域振興基金条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 匝瑳市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 匝瑳市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 匠瑳市防犯まちづくり推進条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 匠瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 匠瑳市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 匠瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 匠瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 匝瑳市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 ふれあいパーク八日市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 匝瑳市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 指定管理者の指定について（匝瑳市養護老人ホーム瑞徳園）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 指定管理者の指定について（匝瑳市中心身障害者福祉作業所ほほえみ園）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 指定管理者の指定について（ふれあいパーク八日市場）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立多数、賛成多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休 憩

午後 1時48分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程の追加

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。本日、市長より追加議案として議案第32号 匝瑳市教育委員会委員の任命について、議案第33号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第34号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第35号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上4件の送付があり、これを受理いたしました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、追加議案4件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、追加議案4件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、追加議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 配付漏れなしと認めます。



議案(第32号-第35号)の上程-採決

○議長(佐藤 悟君) これより、議案第32号から議案第35号までを一括議題とします。

お諮りいたします。議案の朗読を省略して、直ちに江波戸市長から提案理由の説明を求め
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第35号について、
これより市長の提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

[市長江波戸辰夫君登壇]

○市長(江波戸辰夫君) それでは、追加議案の提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案第32号 匝瑳市教育委員会委員の任命について。

本案は、匝瑳市教育委員会委員に平山延樹氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるため、提案いたした次第
であります。

議案第33号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、匝瑳市固定資産評価審査委員会委員に谷田部弘之氏を選任いたしたく、地方税法
第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案いたした次第であります。

議案第34号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、匝瑳市固定資産評価審査委員会委員に石橋春雄氏を選任いたしたく、地方税法第
423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案いたした次第であります。

議案第35号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、匝瑳市固定資産評価審査委員会委員に加瀬貞明氏を選任いたしたく、地方税法第
423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案いたした次第でございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただきまして、御可決賜りますようお願いをいた
します。

○議長（佐藤 悟君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第35号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第35号については、委員会付託を省略し、全員審査とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

議案第32号 匝瑳市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 議会運営委員会の中では報告説明があったのであろうと思いますが、伺いたいと思います。現在の任期にある匝瑳市教育委員会委員の方々の氏名を報告いただきたい。それから、任期満了で退任される方が出るということだと思うんですが、どなたなんでしょうか。そのことも報告いただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 御質問にありました氏名並びに退任される方を御紹介させていただきます。

現在、法の規定に基づきまして5名の方が教育委員会委員ということでお願いをしております。伊東和夫様、有田弘子様、片岡正勝様、池田竹四様、江波戸寛様の5名でございます。そのうち、片岡正勝様が平成21年、今年28日で任期満了になりますので、今回、この議案の上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第32号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第32号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第33号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) お諮りいたします。議案第33号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第33号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第34号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) お諮りいたします。議案第34号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第34号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第35号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) お諮りいたします。議案第35号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第35号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号から議案第35号については、人事案件につき、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決に入ります。

これより採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第32号 匝瑳市教育委員会委員の任命について、本案についてこれに同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第32号は同意することに決しました。

議案第33号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案についてこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第33号は同意することに決しました。

議案第34号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案についてこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第34号は同意することに決しました。

議案第35号 匝瑳市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案についてこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立全員、賛成全員であります。よって、議案第35号は同意することに決しました。

そのまま暫時休憩します。

午後 1時57分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



教育委員会委員・固定資産評価審査委員会委員の紹介

○議長（佐藤 悟君） ここで、江波戸市長から、ただいま同意されました方の御紹介の申し出がありましたので、これを許します。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第32号で

同意をいただきました、本年3月29日付で新たに教育委員会委員となります委員を紹介をさせていただきます。

平山延樹委員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育委員会委員（平山延樹君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○市長（江波戸辰夫君） 続きまして、議案第33号、第34号、第35号で同意をいただきました、本年3月28日付で新たに固定資産評価審査委員会委員となります委員を御紹介をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員の谷田部弘之さんです。

○固定資産評価審査委員会委員（谷田部弘之君） 谷田部です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市長（江波戸辰夫君） 続きまして、固定資産評価審査委員会委員の石橋春雄さんでございます。

○固定資産評価審査委員会委員（石橋春雄君） 石橋です。よろしくお願ひします。

○市長（江波戸辰夫君） 続きまして、固定資産評価審査委員会委員の加瀬貞明さんでございます。

○固定資産評価資産委員会委員（加瀬貞明君） 加瀬です。よろしくお願ひいたします。

○市長（江波戸辰夫君） 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 悟君） 市長による紹介が終わりました。

各委員の紹介を終了いたします。



日程の追加

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。本日、大木傳一郎君より、発議案として発議案第1号 西松建設献金事件の真相究明と政治浄化対策強化を求める意見書について、以上1件の提案がありました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本発議案1件について、本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、発議案1件について本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、発議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 配付漏れなしと認めます。



発議案(第1号)の上程—採決

○議長(佐藤 悟君) 発議案第1号 西松建設献金事件の真相究明と政治浄化対策強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略して、直ちに提出者から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めることに決しました。

発議案第1号について、本案提出者、大木傳一郎君から提案理由の説明を求めます。
大木傳一郎君。

[24番大木傳一郎君登壇]

○24番(大木傳一郎君) 本当にお疲れさまです。最後の議案として議案を上程していきますので、よろしく御拝聴のほどお願いいたします。

発議案第1号 西松建設献金事件の真相究明と政治浄化対策強化を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成21年3月13日提出

匝瑳市議会議長 佐藤 悟 様

提出者	匝瑳市議会議員	大木 傳一郎
賛成者	〃	岩井 孝 寛
〃	〃	越川 竹 晴
〃	〃	石田 勝 一
〃	〃	田村 明 美
〃	〃	江波戸 友 美
〃	〃	椎 名 嘉 寛

以上をもって提案をいたします。

意見書の内容については、皆さんにお配りの意見書(案)の朗読をもって提案にかえさせ

ていただきます。

西松建設献金事件の真相究明と政治浄化対策強化を求める意見書（案）

最近、民主党の代表の公設第一秘書が逮捕され、その後自民党の現・元閣僚など多数の国会議員が西松建設のダミーなど数団体から資金提供を受けていたことが報道され捜査の波及が予想されています。

企業献金は賄賂であり、政界と企業の不正常的な癒着を招く温床となります。

国が国民の貴重な税金で大型事業を発注し企業献金した企業が受注し、更に献金をして国民の税金が政治家に還流する。

繰り返される政官業の癒着による利権政治は根絶しなければなりません。

このままでは国民と市民が政治への信頼を根底から崩し、政治不信が広がり、政治に暗雲をもらたします。

関係機関は政治への信頼回復と政治浄化のため、下記事項を実施されるよう緊急要請いたします。

記

- 1 今回の事件の全容を徹底解明し公表すること。
- 2 民主党・自民党は政党として自ら事実を究明し疑惑を解明すること。
- 3 企業献金全面禁止にたった政治資金規制法の改正をただちに実行すること。
- 4 国民の税金で政党運営する政党助成金は「官より民へ」といいながら「政党が官に頼る」ことは政党を腐敗させるものであり、その廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月13日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
内閣官房長官	河 村 建 夫 様
法 務 大 臣	森 英 介 様
国家公安委員会委員長	佐 藤 勉 様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 殿
参 議 院 議 長	江 田 五 月 殿

以上、提案をいたすものでありますが、今、国会議員に自浄努力が求められております。それは、やはり国民の声が大きければ大きいほど政治家の、あるいは政界の浄化につながる

ものだと、このように思います。法の新たなる決定によって改善される道が開かれると思います。市民の皆さんも、政界の浄化、政治の浄化を心から待ち望んでおり、匠瑛市議会の皆さんの判断を大変注目していると、このように思います。

どうかここに結集されている匠瑛市議会議員の良識で、全員賛成のもと可決決定されることを心からお願いして、提案にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 悟君） 発議案第1号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号について委員会付託を省略し、全員審査とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第1号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたしました。

これより討論に入るわけですが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決に入りたいと思います。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

発議案第1号 西松建設献金事件の真相究明と政治浄化対策強化を求める意見書について、

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐藤 悟君） 御着席ください。起立少数、賛成少数であります。よって、発議案第1号は否決されました。



日程の追加

○議長（佐藤 悟君） 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とすることに決しました。



閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（佐藤 悟君） 閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の朗読を省略して、直ちに浪川議会運営委員会委員長から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これより閉会中の所管事務調査申出書の件について、浪川議会運営委員会委員長から説明を求めます。

浪川茂夫君。

[議会運営委員会委員長浪川茂夫君登壇]

○議会運営委員長（浪川茂夫君） それでは、閉会中の所管事務調査申出書について御説明いたします。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主な所管事項であり、定例会、臨時会の開会に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等の協議を行っているところであります。これは定例会等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会を開催することになります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様に、原則議会の開会中に開催できるものであります。閉会中に議会運営委員会を開催するためには、その調査案件を付し、議会での閉会中の継続審査とする旨の議決をいただくことが必要となります。このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるよう申し出を行い、本会議での所定の手続をお願いするものでございます。

別紙の私から議長あての申出書を配付いたしてありますので、ごらんいただき、説明にかえさせていただきます。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤 悟君） 議会運営委員長の説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件について、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。これをもって、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事務調査については、閉会中の継続審査とすることに決しました。



発言の申し出（専決処分の報告）

○議長（佐藤 悟君） ここで、江波戸市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 本会議後の大変お疲れのところでございますが、専決処分に対しましての御報告をさせていただきたいと思っております。

このたび配付をさせていただきました追加資料のとおり、匠瑳市市民憲章が決定をし、4月1日付で制定をすることといたしましたので、御報告をさせていただきます。

市民憲章は、将来にわたって市民一人ひとりが共通の願いを持ち、心豊かなまちづくりを進めるための市民共通の誓いとなるものでございます。

市民憲章の制定に当たりましては、市民の皆様方から御応募いただいた優秀作品をもとにいたしまして、市民の代表10人で構成をされました市民憲章検討委員会における検討と、パブリックコメントによる市民の皆様方の御意見を参考にいたしまして、親しみやすく簡潔でわかりやすい憲章文に心がけ、決定をいたしたところでございます。

今後は、市民憲章が広く市民の皆様方に浸透し、匠瑳市のまちづくりの共通の目標となりますよう推進運動を実施してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、御報告とさせていただきます。

次に、専決処分を予定する旨の報告を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、今国会におかれまして審議中であります。この法律は、平成21年4月1日に施行される見込みであります。

したがって、この法律の改正に伴い、匠瑳市税条例及び匠瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるところでありますが、条例案の御審議をいただくための時間的余裕がないことが明らかでございますので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしたく存じます。

主な内容につきましては、市民税では、住宅借入金等特別税額控除の拡充と個人が平成21年・22年に取得した土地の長期譲渡所得からの1,000万円の控除でございます。

資産税では、現行の負担調整措置の継続でございます。

また、国保税では、介護分限度額が1万円の引き上げ等の改正予定でございます。

次に、国民健康保険特別会計の平成20年度決算において、歳出に対し歳入の不足が生じる見込みであります。このため、平成20年度予算を滞りなく支出するために、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、翌年度予算の繰上充用を行う必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしたく存じます。

以上の状況をあらかじめ御了承賜りますようお願いを申し上げます、報告を終わらせていただきます。大変お疲れのところ、ありがとうございました。



閉会について

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。今定例会に付託された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



議長あいさつ

○議長（佐藤 悟君） ここで、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る2月27日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、この間における皆様方の御精励と御苦勞に対しましては、衷心より深く感謝申し上げる次第であります。

皆様方におかれましては、時節柄、御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございます。



閉会の宣告

○議長（佐藤 悟君） これにて匠瑳市議会平成21年3月定例会を閉会いたします。

午後 2時19分 閉 会